

## 10 農林水産省 特区第12次 再検討要請回答

管理コード	100010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	市民農園法における市民農園経営主体の制限の一部解除	都道府県名	岡山県
		提案事項管理番号	1001010
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	農林水産省
根拠法令等	市民農園整備促進法第2条第2項 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条
制度の現状	<p>特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく特定農地貸付けを実施できる者は、地方公共団体及び農業協同組合に限定されていたが、平成17年9月1日より、それ以外の者も特定農地貸付けを実施することが可能となっている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>市民農園法は、市民農園の経営主体すなわち農地を小区画して一般市民に貸し出すことができる者を公共機関か農業協同組合に制限している。かかる規制を政令指定都市および各県の県庁所在地に限定して撤廃して欲しい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>経営主体規制により市民農園は絶対数がすくなくなり、大都市では順番待ちの状態になっており、都市部においては父祖から農地を受け継いだ人あるいは土地付一戸建家屋を購入する資力をもつ富裕層しか農業に親しむ機会を持ってない。就農を考えている人にとって農業経験を積む機会が狭められているのみならず、青少年の育成に資する農業体験の機会も狭めている。また野菜を作ることは、野菜を食生活に積極的に取り入れる姿勢を導くので、国民の健康にも資することになるが、このようなメリットも失われている。また農業従事者の高齢化により都市近郊の農地のなかにも荒地と化するものが今後出てくるが、とりあえずは市民農園として貸し出すことができ、現金収入が得られるならば、農業生産に向けた土地として存続させることもできる。</p>

## 各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律に基づく特定農地貸付けを実施できる者は、地方公共団体及び農業協同組合に限定されていたが、平成17年9月1日より、それ以外の者も特定農地貸付けを実施することが可能となっている。			

## 再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園を開設することは可能と考えてよいか。		
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
貴見のとおり。			

## 10 農林水産省 特区第12次 再検討要請回答

管理コード	100020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農地の転用許可における一部要件緩和	都道府県名	岡山県
		提案事項管理番号	1001020
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	農林水産省
根拠法令等	農地法第3条、第5条
制度の現状	<p>耕作目的で農地の権利設定等をしようとする場合には農地法第3条の許可、転用目的で農地の権利設定等をしようとする場合には第5条の許可が必要。</p>

求める措置の具体的内容	<p>農地の住居などへの転用については農地法5条により規制され 厳しい運用がなされている。この許可を 小規模農地付住宅への転用については緩和した要件で適用する、あるいは届出制にまで緩和してほしい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>食料は国家にとって戦略物資であり一定以上の自給率はなんとしても確保しなければならない。しかし日本の農作物は商品としては価格が高すぎて輸入農産物には太刀打ちできない。とすれば商品としての枠組みでなく自給自足品としてとらえなおすことが必要となる。また自給自足レベルの小規模兼業農業でも それを行う人が多数存在すれば ノウハウの継承 農地荒廃の防止 その地域に育つ青少年に農業という職業選択の可能性を広げる等々さらに将来の自給率を上げる布石にもなる。一方で 健康あるいは子孫の最低の生活の保障のために 他に職業をもちつつも「自分の食べるものくらいは自分で作れる土地をもちたい」という希望をもつ人は多いはずである。このような小規模農業を営むには20a もあれば十分であるがこのような半端な広さの土地を農地としては購入することはできないのが現状である。現在 農地を所有できるのは50a 以上の農地を購入できる資力と耕作できる時間をともにもつ人が親から農地を相続できる人のみである。確かに農地を借りることはできるが、借地は返還を前提とするので自分のやりたいように農業を行うことには支障があるし 返さなければならない土地にはあまり力はいれられない。宅地に転用してから購入するのでは単価が高くなりすぎるし 供給可能な数も限られる。そこで農地法上、「小規模農地つき宅地」という独自類型を設定し、それに転用するときにはまがりなりにも農地として残ることを勘案して要件を緩和して許可するようにすれば 法と現実の空隙を埋めることができる。但 確実に農業が営まれるように購入面積には たとえば「10a 以上 50a 以下」等の要件を加え、かつ同地への居住とともに 総面積の20%以上は家屋建築などに使用してはいけない などの制限を設けるべきでもある。農地の大規模化という政策との両立の為には この特殊類型は地域的に都市周辺に限定する、ということも考える。当然この土地を一般の宅地に転用するときには従来通りの厳しい農地法の運用がなされるべきでもある。</p>

## 各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>農地法第3条の許可は、不耕作目的での農地取得を防止し、農地が生産性の高い農業経営によって効率的に利用されるためのものであり、第5条の許可は、農業以外の土地利用との調整を図りつつ、優良な農地を確保し、併せて計画的な土地利用を進めていくためのものである。</p> <p>このように第3条と第5条の許可の趣旨が異なっていることから、「小規模農地付き宅地」という独自類型を設定し、両方の手続きを一本化することは困難である。</p> <p>また、農地法第5条の許可の基準は、農地の農業上の利用と農業以外の土地利用との調整を図りつつ、優良農地を確保するとともに、住宅、工場等の無秩序な立地による農業環境の悪化を防止して農業上の土地利用が合理的に行われるようにするための必要最低限のものであり、基準を緩和することは認められない。</p> <p>なお、市街化区域内にある農地の場合には、あらかじめ農業委員会への届出を行うことにより、転用が可能となっている。</p> <p>また、耕作目的で農地を取得する際の下限面積50aについては、平均経営規模の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域にあっては、10aまで引き下げることが可能であり、提案の趣旨は実現可能である。</p> <p>さらに、花きや野菜等の作物の栽培が行われている土地がごく小面積であり、かつ、当該部分の位置など住宅の敷地との関係等から見て住宅の敷地から独立して取引の対象となり得ると認められない場合には、当該部分が現に耕作されていても農地法上の農地には該当せず、このような利用が行われている土地について、住宅の敷地と一体のものとして売買等を行う場合には、農地法に規定する農地の権利移動の許可を受ける必要はない。</p>			

## 再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>農地法上、「小規模農地付き宅地」という独自類型を設定し、農地転用の許可対象とし得るよう要件を緩和しなくても、提案の趣旨である耕作目的での20aの農地取得は可能と考えてよいか。右提案者意見も踏まえ再度回答されたい。</p>			
提案主体からの意見			
<p>ご回答ありがとうございます。耕作目的で農地を取得する際の下限面積50aについては10aまで引き下げることが可能であるとのことですが、その根拠法令・通達およびその手続きについての細則などがあれば教えて頂けないでしょうか。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>根拠法令は、以下のものを参照されたい。</p> <p>・農地法第三条第二項第五号</p> <p>第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では二ヘクタール、都道府県では五十アール(都道府県知事が、農林水産省令で定める基準に従い、その都道府県の区域の一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積)に達しない場合。</p> <p>・農地法施行規則第三条の四</p> <p>通知は、以下のものを参照されたい。</p> <p>・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の運用について(平成17年9月1日付け17経営第3326号経営局長、農村振興局長通知)</p> <p>の第2の3の(2)都道府県知事が定める別段の面積の設定基準の緩和</p> <p>なお、手続などの細則については、都道府県において定めているものと考えられるので、都道府県に問い合わせさせていただきたい。</p>			

## 10 農林水産省 特区第12次 再検討要請回答

管理コード	100030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農地の権利取得後の耕作の事業に供すべき農地に 係る下限面積要件の特例設定基準の弾力化	都道府県名	鹿児島県
提案主体名	個人	提案事項管理番号	1007010

規制の所管・関係省庁	農林水産省
根拠法令等	農地法第3条第2項第5項及び農地法施行規則第3条の4
制度の現状	<p>農地法第3条に基づく農地の権利移動の許可については、取得後の農地の面積が、原則として 50a(知事が別に定めている場合はその面積)以上となることが要件となっている。</p> <p>この知事が設定する別段の面積については、平均経営規模の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域にあっては、10a まで引き下げることが可能となっている。</p> <p>また、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律における農地の貸付けは、10a 未満での面積で5年以内としている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>農地の権利取得後に、耕作事業を行う場合に必要とされる農地の合計面積に係る下限面積要件を、1アール以上でより地域の実情に応じて設定出来るようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>農地の下限面積要件を大幅に緩和することで、小面積でも自前の農地を所有することを可能にすることにより、野菜づくりや果樹園栽培を通じて、団塊世代や元気な熟年世代のセカンドライフの健康と生きがいづくりをする。</p> <p>また、特に地方出身者の多い大都市である大阪の近郊で小規模の農地を所有することは、地方出身者の第2の故郷づくりの基礎をつくとともに、週末に気軽に子や孫を呼び、自然との共生で働く喜びを伝えるなど社会教育にも役立ち、また農水省、厚生省や国交省が推奨する都市と農村の共生プロジェクトにも合致すると考える。</p> <p>一方で農水省の調査アンケートによると、50歳以上の約3人に2人の方が農業を主体とした田舎暮らしを願っているとのデータもあるが、現制度では貸農園等の制度を利用するしかない。しかし、貸農園は1年契約制であることから果樹など多年生直物の栽培や、土づくりや肥料など、長期的な耕作計画に基づく耕作ができない。また、貸農園の年間借地料も高額であり、収穫作物より高くつのが現状である。このように、農業に取り組みたい人で小規模農地の所有のニーズは高いと考える。</p> <p>また、農地所有者も後継者不足が問題となっており、農地を相続した者も農業を続け(られ)ない場合も多い。また、農地を処分しようとしても購入者が見つからない、あるいは賃貸するにも権利や手続等の理由から消極的になりがちである。このような理由から、現在耕作放棄地の増加等の問題が生じている。</p> <p>以上のように、市民のニーズや農地所有者の事情を勘案し、小規模な農地で農業をすることを可能にするため、農地取得の下限面積要件の緩和は必要であると考えます。</p>

## 各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>農地法は、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規模農地の権利移動等望ましくない権利移動を規制し、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利を取得できるように誘導することを目的に許可制を採っている。</p> <p>許可の際の要件の1つとして、取得後の農地面積が、原則として 50a 以上となることを要件(下限面積要件)としているが、平均経営規模の小さな地域や、担い手の不足している地域にあつては、知事の判断で、弾力的に 10a まで引き下げることが可能となっている。</p> <p>しかしながら、下限面積要件を 1a まで緩和できるように措置することは、零細で非効率な農地利用を招くことから、認めることはできない。</p>			

## 再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案者意見を踏まえ再度回答されたい。			
提案主体からの意見			
<p>提案の趣旨は、農業で自立することを目的とするのではなく、農業に興味を持つ団塊世代や熟年世代が、家族が消費する程度の農作物を作り、農作業を通じて子や孫とともに自然との共生で働く喜びを共有することを目的としている。その為には、1 a から数 a 程度の農地で十分であり、10a 以上の農地では相当の農機具等も必要になることから提案の趣旨に沿うことは出来ないと考える。また、貸農園では制度として不十分であることは提案書に記載したとおりである。以上の提案の趣旨を勘案し、再検討をお願いしたい。また、下限面積要件を 10a まで引き下げることが可能としているが、引き下げを 10a までとした根拠について明らかにされたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>農地は、農業生産における最も重要な基盤の一つであり、国民全体への食料の安定的な供給を図る観点から農地を適正かつ効率的に利用して農業経営を行う者が権利を取得できるようにする必要があることから、下限面積要件を設け、さらに農業委員の選挙権・被選挙権を有する者の範囲、統計上の農家の定義等を踏まえ、都道府県知事の判断で 10a まで引き下げられることとしているところである。</p> <p>このため、下限面積要件を 1a まで緩和することはできないが、特定農地貸付法に基づく農地貸付については、制度的には、10a 未満の農地を 5 年を超えない貸付けが可能である。</p>			

## 10 農林水産省 特区第12次 再検討要請回答

管理コード	100040	プロジェクト名	BINGO 菜の花プロジェクト
要望事項 (事項名)	河川敷において作物栽培可能とする要件緩和	都道府県名	広島県
		提案事項管理番号	1023050
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	農林水産省 国土交通省
根拠法令等	農地法第3条第1項
制度の現状	農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。 (農地法第3条第1項)

求める措置の具体的内容	人と地域を再生する「菜の花プロジェクト」を一級河川の河川敷にて展開し、菜種を収穫出来る様、要件緩和を求める。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本プロジェクトの目的は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>備後の母なる芦田川を「清流」として取り戻し、癒しの場と人が集まる場所として蘇らせる。</li> <li>使い終わった天ぷら油をディーゼル燃料に持ってゴミにしない取組や大気汚染対策。</li> <li>菜の花をいっぱい植えて花を楽しみながら、良好な自然景観作りによる観光振興と環境教育。</li> <li>休耕田や放置された畑を活用して、地産地消の推進と食料自給率の向上。</li> <li>「地球環境や私たちの未来に配慮している分」＝「エコ価値」の高い製品の製造とコミュニティビジネス育成。</li> <li>地域基金と地域通貨創造による環境活動等への支援。</li> <li>住民+企業+教育機関+各自治体等が協働して「持続可能な地域自立の資源循環型社会」実現。</li> </ul> <p>である。</p> <p>提案理由：</p> <p>本プロジェクトの目的を達成する為に、菜種の収穫は必要不可欠である。</p> <p>代替措置：菜種を単なる作物と捉えず、環境浄化装置として、又、環境教育のツールとして、そして、地域再生の象徴として考慮していただきたい。</p>

### 各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>農地法では、河川敷は、通常の農地と同様に扱っており、特別な要件を課しているわけではない。</p> <p>なお、河川区域内の農地以外の土地を、当該占用許可等を受けた後に農地に開墾する場合には、農地法第3条第1項の許可は不要である。</p>			

### 再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し



## 10 農林水産省 特区第12次 再検討要請回答

管理コード	100050	プロジェクト名	BINGO 菜の花プロジェクト	
要望事項 (事項名)	良質な菜の花栽培可能とする為に菜種の配布を可能とする要件緩和	都道府県名	広島県	
		提案事項管理番号	1023070	
提案主体名	個人			

規制の所管・関係省庁	農林水産省
根拠法令等	種苗法第20条第1項
制度の現状	登録品種の種子を育成者の許可を得ることなく、他人に配布することは、有償、無償を問わずできない。

求める措置の具体的内容	エルシン酸を含まない菜種「ななしきぶ」を無料配布出来る様、要件緩和を求める。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本プロジェクトの目的は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>備後の母なる芦田川を「清流」として取り戻し、癒しの場と人が集まる場所として蘇らせる。</li> <li>使い終わった天ぷら油をディーゼル燃料に使用してゴミにしない取組や大気汚染対策。</li> <li>菜の花をいっぱい植えて花を楽しみながら、良好な自然景観作りによる観光振興と環境教育。</li> <li>休耕田や放置された畑を活用して、地産地消の推進と食料自給率の向上。</li> <li>「地球環境や私たちの未来に配慮している分」＝「エコ価値」の高い製品の製造とコミュニティビジネス育成。</li> <li>地域基金と地域通貨創造による環境活動等への支援。</li> <li>住民+企業+教育機関+各自治体等が協働して「持続可能な地域自立の資源循環型社会」実現。</li> </ul> <p>である。</p> <p>提案理由：          菜種油に含まれるエルシン酸は大量に摂取すると人体に好ましくないとされ、無エルシン酸菜種品種「ななしきぶ」を誰でも育成可能とする為。</p> <p>代替措置：          日本国内の特区での栽培に限り要件緩和</p>

### 各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>育成者権者の許可を得ることなく、種子を配布し、自由に当該品種の栽培が行われることとなれば、育成者が品種開発等に要した費用を回収することができず、新たな品種開発を行うことができなくなる。</p> <p>なお、「ななしきぶ」の育成者権は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が有しており、許諾の要請があれば対応している。</p>			

### 再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

## 10 農林水産省 特区第12次 再検討要請回答

管理コード	100060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する 法律に基づくオリーブ油原材料名表示基準の緩和	都道府県名	香川県
		提案事項管理番号	1025010
提案主体名	小豆島町		

規制の所管・関係省庁	農林水産省
根拠法令等	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十九条の十三第1号、第2号 食用植物油品質表示基準第3条(1)(2)
制度の現状	<p>食用オリーブ油の原材料名は、食用植物油品質表示基準により、「食用オリーブ油」と記載することとなっている。</p> <p>なお、原材料名の次に括弧を付して「食用オリーブ油(オリーブ果実(小豆島産))」と表示することは可能である。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現行法令によって、食用オリーブ油の原材料名については「食用オリーブ油」と表示することとされているが、小豆島産のオリーブ果実から採油したオリーブ油にあっては、その原材料名について「オリーブ果実(小豆島産)」との表示を可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>小豆島産のオリーブ果実から採油したオリーブ油については、原材料表示を現状に合わせて「オリーブ果実」とすることによって、消費者への適切な情報提供を目指す。更に「(小豆島産)」と追記することによって消費者に地域の特性を生かした製品(果実から採取したフレッシュなジュース)であるとの認知を図り、地域活性化に大きく寄与する。</p> <p>提案理由： 食用オリーブ油に関する表示のうち、輸入したオリーブ油を加工して販売する場合は、現行の表示が適切であるが、小豆島では物理的方法のみを用いてオリーブの果実から採油しているため、現行法の規定と現状に差異が生じている。そこで、原材料名表示基準を緩和し、現状に即した表示とすることによって輸入オイル及びそれを加工したオイル等との差別化を図るとともに、構造改革特区の第1号認定を受けて以来、栽培面積が着実に増加している中、小豆島産オリーブ油の販売や生産のさらなる拡充を図りたい。さらに、本年度は製品のイメージ向上に向けオリーブ油に関する地域食品ブランドの認証申請を行っている。</p>

## 各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>食用植物油脂については、原料(オリーブ油についてはオリーブ果実)から一貫して製造している場合と、原料から搾った原油を購入して製造している場合がある。このため、食用植物油脂品質表示基準では、オリーブ油について、製造方法にかかわらず、原材料名を統一して「食用オリーブ油」と記載することとしており、「オリーブ果実(小豆島産)」と記載することは認められない。</p> <p>しかしながら、「食用オリーブ油(オリーブ果実(小豆島産))」と表示することは可能である。また、品質表示基準に基づく義務表示とは別の任意の表示として、「小豆島産のオリーブ果実から採油したオリーブ油である」旨の表示を容器又は包装に記載することも可能である。</p>			

## 再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者意見を踏まえ、今後の表示基準の見直し時期を明らかにされたい。		
提案主体からの意見	<p>食用オリーブ油の原材料にオリーブ果実とオリーブ原油があるが、日本におけるオリーブ栽培発祥の地である小豆島では、島で収穫された果実のみを使用し、採油方法にもこだわりを持った製品が多くある。食品表示が社会問題化している中、消費者にとって真に必要な情報とは、現状に合致した表示であると考え、小豆島産オリーブ果実のみを原材料とした製品については、義務表示欄の原材料名を「オリーブ果実(小豆島産)」としたい。今般、小豆島産オリーブ果実のみを使用した「小豆島オリーブオイル」が地域食品ブランド「本場の本物」に認証された。なお特区対応の成否に係わらず、今後の表示基準見直しの際には、現状に即して検討願いたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>食用植物油脂については、原料(オリーブ油についてはオリーブ果実)から一貫して製造している場合と、原料から搾った原油を購入して製造している場合がある。このため、食用植物油脂品質表示基準では、オリーブ油について、製造方法にかかわらず、原材料名を統一して「食用オリーブ油」と記載することとしており、「オリーブ果実(小豆島産)」と記載することは認められない。なお、食用植物油脂品質表示基準は日本農林規格とともに概ね5年ごとに見直すこととしており、次回見直し(平成21年度を予定)において、オリーブ油の原材料名の表示方法についても生産の実情や様々なご意見等を踏まえて検討することとしたい。</p>			

## 10 農林水産省 特区第12次 再検討要請回答

<b>管理コード</b>	100070	<b>プロジェクト名</b>	
<b>要望事項 (事項名)</b>	農地を養鯉池にする際の転用の緩和	<b>都道府県名</b>	新潟県
		<b>提案事項管理番号</b>	1031010
<b>提案主体名</b>	小千谷市		

<b>規制の所管・関係省庁</b>	農林水産省
<b>根拠法令等</b>	農地法第4条、第5条
<b>制度の現状</b>	<p>農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。</p>

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>農地を養鯉池として利用する場合、農地としての利用と同等とし転用を免除する</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化、過疎化により中山間地域の農地の遊休地化が進み、今後さらに耕作放棄地の増加が予想されている。</li> <li>・平成16年に発生した中越大震災により、住民の経済的負担が増加し、耕作放棄をする人や養鯉業を縮小及び廃業する人が出ている。</li> <li>・養鯉業者は、また半農半魚の形態で家族経営的な零細な経営体もあり、衰退することは地域コミュニティの崩壊を意味する。</li> <li>・地域の活性化の推進には、地域固有の産業の強化が不可欠であり、そのために経済的な負担を減じることが重要である。</li> </ul> <p><b>効果</b></p> <p>農地の転用が免除されることにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地の解消・防止</li> <li>・農地荒廃による災害の防止</li> <li>・地域独特の景観保全</li> <li>・地震により経済的にダメージを受けた養鯉業参入者の経済的負担の軽減</li> </ul> <p>等の効果が期待されるとともに、地域コミュニティの活性化が図られる。</p>

## 各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>農地を養鯉池として整備する行為は農地を農地以外のものにする行為に当たることから、農地法に基づく農地転用の許可を得ることが必要である。</p> <p>なお、特別の立地条件を必要とする水産動植物の養殖施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、原則として転用不許可である優良農地(第1種農地)であっても例外的に転用が許可されることから、提案の趣旨を実現できる。</p>			

## 再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>本提案の養鯉池を目的とした農地転用については、優良農地(第1種農地)であっても例外的に許可が認められることが可能であり、実現可能と考えてよいか。右提案者意見も踏まえ再度回答されたい。</p> <p>また、震災により著しい被害を被った地域、中山間地域等に限定した対応を考えられないか。</p>			
提案主体からの意見			
<p>回答によれば「特別の立地条件を必要とする水産動植物の養殖施設については、(略)優良農地であっても例外的に転用が許される」とのことだが、本提案の市街化調整区域の線引きをしていない、農用地区域内の農地についても養鯉池を水産動植物の養殖施設として永久転用の許可が可能なのか見解をお聞きしたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>農用地区域内の農地については、「農業振興地域の整備に関する法律」第17条において、市町村が定める農業振興地域整備計画の農用地利用計画に指定された用途以外の用途に供されないようにしなければならないとされており、具体的には農業用施設用地以外への転用は認められないこととされている。</p> <p>したがって、養鯉池に転用しようとする農地が農用地区域内にある場合には、あらかじめ市町村が定める農業振興地域整備計画を変更して農用地区域から除外した上で農地転用の許可を受ける必要がある。</p> <p>なお、震災により著しい被害を被った地域や中山間地域等においても、特別の立地条件を必要とする水産動植物の養殖施設の整備については優良農地(第1種農地)であっても例外的に転用が許可されるが、当該農地が農用地区域にある場合には、上記のとおり、あらかじめ農用地区域から除外することが必要である。</p> <p>また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことを条件として、農用地区域内の農地であっても一時的な転用を認めているところであり、震災により著しい被害を被った場合等において、一時的に鯉を避難させるため農地を転用するような事例についても、対応が可能となっている。</p>			

## 10 農林水産省 特区第12次 再検討要請回答

管理コード	100080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地域の活性化を図るため、地域を限った大学獣医学部の設置の許可	都道府県名	愛媛県
		提案事項管理番号	1037010
提案主体名	今治市、愛媛県		

規制の所管・関係省庁	文部科学省 農林水産省
根拠法令等	なし
制度の現状	提案内容について、当省が所掌する規制はない。

求める措置の具体的内容	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>都市再生機構が行う今治新都市開発整備事業により整備した高次都市機能用地に、学校法人加計学園が、大学獣医学部を設置し、若者の流出により厳しさを増す地方都市に若者を呼び、大学を核として市域への食品産業や製薬・動物関連企業等の立地を促進することで地域再生を果たしたい。</p> <p>(提案理由)</p> <p>今治市、都市再生機構及び愛媛県は、3者で大学誘致に努めてきたが、大学立地は地の利(都市の利便や若者の人気)にその成否が左右されるといわれる中で不調に終わり、進学等に伴う若者の流出や人口減少により都市の活力の低下が続いている。そうした中で、現在、文部科学省が定員増を規制している獣医学部の設置を今治市において認めて頂ければ特区が地の利となって地域再生を図ることが可能になる。獣医学部(科)は、これまで約40年間新設されておらず、全国930人の定員の内、西日本には国公立大学の165人しか定員がなく、四国には1つも獣医学部がない。農林水産省が本年5月に公表した「獣医師の需給に関する検討会報告書」でも四国は産業系、小動物系とも将来の需要に対する供給が不足するとされている。このため、今治市において、新興の動物の伝染病や人獣共通の感染症に対応でき、また魚病学の研究を深めるなど先端的かつ特色のある人材養成を行いたい。懸念されている定員増に伴う獣医師の質の低下についても全国的な規制緩和でなく特区での限定的な定員増であればあまり影響はないもの考えられる。今治市及び愛媛県は、大学誘致と大学を核とする企業誘致で地域再生を図り、将来の四国地域における獣医師の需給緩和に寄与する特区を提案する。</p>

## 各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
提案内容について、当省が所掌する規制はない。			

## 再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者意見を踏まえ再度回答されたい。		
提案主体からの意見	提案に対し、「所掌する規制はない」という回答をいただいたが、農林水産省から文部科学省に対して、定員抑制を要請しているということはないのか。また、そういう要請を行っていないのであれば、文部科学省が本提案を認める判断をすることになっても、農林水産省としては何ら支障がないものと理解してよいのかご回答いただきたい。		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し
農林水産省は、「獣医師の需給に関する検討会報告書」など獣医師の需給の状況等を文部科学省に提供してきたところである。獣医関係学部・学科の入学定員については、文部科学省が、これらも踏まえながら、関係各方面と調整し、判断するものである。			



## 10 農林水産省 特区第12次 再検討要請回答

管理コード	100090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農家住宅取得に伴う近接する農地取得について権 利移動制限の適用除外	都道府県名	佐賀県
		提案事項管理番号	1042010
提案主体名	多久市		

規制の所管・関係省庁	農林水産省
根拠法令等	農地法第3条第2項第5項及び農地法施行規則第3条の4
制度の現状	<p>農地法第3条に基づく農地の権利移動の許可については、取得後の農地の面積が、原則として 50a(知事が別に定めている場合はその面積)以上となることが要件となっている。</p> <p>また、この知事が設定する別段の面積については、平均経営規模の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域にあっては、10aまで引き下げることが可能となっている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>農家住宅と近接する 10a 以下の農振農用地域外の農地の取得について農地取得後の農地下限面積の適用を除外して農家住宅に一体化している前庭菜園の取得を可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【現状】</p> <p>高齢化、後継者不足、効率性の低さから、農家空き家やそれに付随する耕作放棄地が増加しています。このような状況から、生活基盤、産業基盤が維持できなくなるだけでなく、環境保全や災害対策が出来なくなっています。また、伝統的祭事、神社仏閣等の地域文化はもとより、農村的景観さえ失われつつあり、住民生活の機能は低下し、集落の消滅さへ危惧されています。一方、都市住民が農山村地域において家庭菜園等を楽しむ田舎暮らしのニーズは高いものの、農地法による農地の取得等の制限(50a以上)がネックとなり、農山村地域への移住が進んでいません。</p> <p>【提案理由】</p> <p>農家住宅に付随する農地は、自給的農業の性格が強く、一般の農地とは性格が異なっていますが、農地法により、小規模農地の移動制限を受けています。このまま中山間集落の高齢化が進み新しい人材が入ってこなければ、農地や環境の維持が出来ないこと、中山間地域の環境崩壊は、平坦部への環境に甚大な影響を及ぼすことは明らかです。</p> <p>提案は、農村への移住者が、農振農用地域外の 10a 以下の農地を取得できるように提案するもので、農地の賃貸より、安定的な移住が実現できることとなります。</p> <p>以上のように、本提案は、農地法の許可制趣旨に反することはないと考えております。</p> <p>【代替措置】</p> <p>移住後(農地取得後)3年間は、取得農地の利用状況を農業委員会に報告し、農地以外の利用を監視します。</p>

## 各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>農地法は、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規模農地の権利移動等望ましくない権利移動を規制し、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利を取得できるように誘導することを目的に許可制を採っている。</p> <p>許可の際の要件の1つとして、取得後の農地面積を、原則として 50a 以上となることが要件(下限面積要件)としているが、平均経営規模の小さな地域や、担い手の不足している地域にあっては、知事の判断で、弾力的に 10a まで引き下げることが可能としている。</p> <p>しかし、農家住宅の取得等に伴って、下限面積要件を廃止し、10a 未満の農地の取得が可能となるよう措置することは、零細で非効率な農地利用を招くことから、認めることはできない。</p> <p>なお、住宅に付随する小規模な土地が家庭菜園として利用されるなど、住宅の敷地から独立して取引の対象とならない場合は、社会通念上農地法上の農地に該当しないものとして、農地法の権利移動の規制の対象外である。</p>			

## 再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

## 10 農林水産省 特区第12次 再検討要請回答

管理コード	100100	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	特定農地貸付けに係る貸付けの期間の上限の緩和	都道府県名	神奈川県
		提案事項管理番号	1053010
提案主体名	小田原市		

規制の所管・関係省庁	農林水産省
根拠法令等	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項第3号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第2条
制度の現状	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく特定農地の貸付期間は、同法施行令第2条において5年と規定されている。

求める措置の具体的内容	「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」を根拠として設置された市民農園の貸付け期間の上限を現在の「5年を超えない期間」から「5年を超える期間」(例えば10年など)が可能となるよう期間の上限を緩和することを提案する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>都市住民が、レクリエーションその他の営利以外の目的で農作業を行うことのできる市民農園であるが、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」を根拠として設置された市民農園の貸付け期間は「5年を超えない期間」とされている。</p> <p>市民や農園利用者からも関心の高い小田原市の特産品である柑橘類などの果樹栽培に関しては、収穫に長い時間がかかることから事実上不可能な状態となっている。</p> <p>また、一般市民が自然と触れ合う手段としての家庭菜園や農業体験へのニーズは増えることこそあれ、減ることはない想定されるが、利用者が安心して土と触れ合う期間として5年間を一区切りとしている現状は、やや心許ないといえる。更に、貸し手側にとっても期間の延長が著しく不利益になるとは考え難い。</p> <p>そこで、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令」第2条の規定を緩和し、貸付け期間を「5年を超える期間」(例えば10年など)が可能となるよう期間の上限を緩和することを提案する。</p>

## 各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>貸付期間の上限については、</p> <p>(1) 長期間の貸付けを認めた場合、できるだけ多くの人に農地を利用してもらおうという趣旨が全うされないことに加えて耕作の継続が事実上既得権益化し、他の利用者の支障となるおそれがあること</p> <p>(2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく特定農地の貸付けは、貸付期間終了後に貸付農地を原状回復して返還することとされていることから、民法上の管理行為、すなわち短期の賃貸借に該当すると解され、その貸付期間は、民法上、5年を超えないこととされていること。</p> <p>を踏まえ、5年と定めている。</p> <p>なお、貸付けによらず、利用者が農作業を行う方式(農園利用方式)により継続的な利用が可能である。</p>			

## 再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>長期間の貸付けであっても、貸付期間終了後に貸付農地を原状回復して返還することとされているのであれば、耕作の継続が事実上既得権益化し、他の利用者の支障となるおそれはないのではないか。右提案者意見も踏まえ再度回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>本提案については、増加の一途を辿る耕作放棄地や荒廃農地等の再生を図るという意味での市民農園の開設は、団塊世代等の中高年齢者が持つ帰農意識の高まりや近年の食の安全に対する意識変化等により今後更に有効な手段になると考えられ、開設者を限定しない「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」による貸付期間を地権者が著しく不利益を被らない程度に緩和し、利用者のニーズに即した市民農園を積極的に開設していくことは、「所有から利用への転換による農地の有効利用の促進」という農地政策の展開方向とも合致すると考えたことにより提出したものである。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>特定農地の貸付期間の上限については、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第2条に5年との規定があるが、これは市民農園の開設者が利用者と利用契約を交わす際の貸付期間のことであり、地権者と市民農園開設者との賃貸契約期間のことではない。</p> <p>5年を超えて例えば10年の貸し付けを認めると、その10年間の利用が固定され、市民農園の利用希望者が増加する中で、他の利用希望者の利用の支障になることから、特定農地貸付法では、貸付期間を5年以内としているものであり、貸付期間の上限の延長は適当でない。</p>			

## 10 農林水産省 特区第12次 再検討要請回答

管理コード	100110	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	港湾における貿易関係行政機関の窓口の一元化による民間事業者の行う貿易関係業務の簡素化、迅速化	都道府県名	山口県	
		提案事項管理番号	1054010	
提案主体名	下関市			

規制の所管・関係省庁	財務省 厚生労働省 農林水産省
根拠法令等	農林水産省設置法 植物防疫法 家畜伝染病予防法 狂犬病予防法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
制度の現状	<p>港湾における輸入に関する検査業務としては、検査の目的に応じて、農林水産省動物検疫所及び植物防疫所による動植物検疫のほか、財務省税関による通関、厚生労働省検疫所による食品検疫が、それぞれの法令に基づいて行われている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>各港湾の貿易にかかる各府省システムについて「府省共通ポータル」化への取り組みがなされているが、貿易サービスの高度化のためには、現地における各種検査業務等も併せてポータル化(窓口一元化)を構築する必要がある。このためには、貿易関係の現地検査業務等の窓口一元化が可能となるよう各関係省庁の設置法を緩和すべきである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>下関港は、朝鮮半島や中国との近接性から、貿易のスピードを要求する貨物が集まる港湾である。</p> <p>このような港湾となるにあたり、税関など貿易に関する業務を行う関係官庁にも多大なご協力をいただき、下関港は、円滑な貿易の基盤となってきたが、東アジアの経済発展に伴い、貿易スピードの向上に対する要求は、下関港においても増加していく傾向にあり、貿易にかかる諸業務を円滑に行うことが、ますます重要となってきている。</p> <p>わが国の貿易にかかる手続きは、それぞれの所管の省庁が多く関与していることに特徴があり、手続きの煩雑になっているとの指摘がある。</p> <p>これについては、税関を中心とした積極的な取り組みにより、平成20年10月に、「次世代シングルウィンドウ」(府省共通ポータル)として、貿易にかかる各省庁のシステムが調和し、各種ドキュメントの電子化が促進され、迅速化が期待される。</p> <p>しかし、港湾における手続きの簡素化等は図れるが、一方で、この申請手続きに伴い現地で行われる貿易にかかる各種検査業務等についてはポータル化されないため、煩雑性は引き続き残ることとなる。</p> <p>これらを解消するためには、植物検疫、食品検疫、税関等の現地検査業務等もポータル化(窓口一元化)を行う必要がある。これにより、申請手続きの簡素化に併せ現地検査業務等も窓口が一元化されれば、さらなる簡素化、通関スピードの向上及び民間事業者の負担軽減等が図れる。</p>

## 各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>港湾における輸入に関する検査業務については、法令に基づくそれぞれの検査の目的を達成するため、必要な技術、知識、設備等が大きく異なっており、それぞれの検査を受ける必要がある。</p> <p>ただし、一つの輸入貨物について、複数の官署による検査が必要な場合には、受検者から要望があれば受検者の意向を聞いて検査の時期を調整し、それぞれの検査を可能な限り同時に行えるようにする等、利用者の利便性向上に向けて改善に努めているところである。</p>			

## 再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

## 10 農林水産省 特区第12次 再検討要請回答

管理コード	100120	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農地転用に係る市街化の指標の基準緩和の要望	都道府県名	北海道
		提案事項管理番号	1055010
提案主体名	東川町		

規制の所管・関係省庁	農林水産省
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第4条第2項第1号ロ</li> <li>・農地法第5条第2項第1号ロ</li> <li>・農地法施行令第1条の13第1号</li> <li>・農地法施行規則第5条の12第2号</li> <li>・農地法の一部を改正する法律の施行について(平成10年11月1日付け10構改B第1067号農林水産事務次官依命通知)第4の1の(4)のイの(イ)</li> </ul>
制度の現状	<p>農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。</p> <p>次のような市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地は第3種農地として分類し、原則として転用許可しうる農地としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水管等の埋設された道路の沿道の区域で、500メートル以内に2以上の公共公益的施設施設が存すること</li> <li>・ 申請に係る農地から300メートル以内に次の施設が存すること <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 鉄道の駅、軌道の停車</li> </ul> </li> </ul>

求める措置の具体的内容	<p>農地転用で3種農地の基準に、市街化の指標として郵便局がありますが、この程、郵政民営化により、郵便局を市街化の指標から削除することとなりました。郵便局を市街化指標に指定するか若しくは、代替措置として「義務教育学校」「地域住民集会施設」の設定を強く望むところです。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>東川町は、中核都市旭川に隣接し、人口も微増であるが増えて来ており、町の発展と活性化のためには、定住者を増やし地域を元気にする必要があります。1985年に写真の町を宣言し、24年間に亘って地域起こしに努め、町の魅力を多くの方に発信し活気溢れる農村を目指しています。東川町は、中心市街地と4つの小学校区毎に集落を形成していますが、農業就労者の高齢化と過疎化の進行により、市街地区以外における人口の減少はコミュニティの低下を招き、地域活動が困難な状況となっていることから、各地域に非農業者の移住による混住化など定住政策を進めることにより、地域の活性化と繁栄に結び付けようと考えています。現在各地域は、小学校・地域住民集会施設・郵便局・商店・工場などを拠点として地域における自治活動を展開しており、市街化の指標から郵便局が無くなると町が計画する混住化の推進に大きな影響が生じることとなります。農業振興地域整備計画においても、郵便局などを中心とした地域の一部を非農用地区域とし、地域自治活動の中心地として混住化集落の形成を目標としています。民営化によるものであれば、国鉄が民営化されても改正されていませんし、バスターミナルは民間が主であるのに何故指標となっているのでしょうか。町としては、混住化集落の形成に阻害要因となる郵政民営化による農地転用の市街化指標の変更について左記のとおり要望するものです。</p>

## 各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>市街地化は、鉄道の駅、インターチェンジ、都道府県庁などを中心として形成されていくのが通常である。そのため、農地転用許可制度においては、鉄道の駅、インターチェンジ、都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場を市街地化を誘引する施設として位置付け、農地法施行通知においては、郵便局を都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場に類する施設として例示してきたところである。</p> <p>しかしながら、今年 10 月 1 日に郵便局が民営化され、都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場に類する施設として位置付けられなくなったことから、施行通知を改正し、例示から除いたところである。したがって、郵便局を再度、市街地化の指標として扱うことは適当でない。</p> <p>また、ご提案の「義務教育学校」や「地域住民集会施設」については、一般的に地域に既に居住する住民に対応して設置されるものであり、その設置による市街地形成の誘引効果は、鉄道の駅等に比較すると小さいと考えられる。したがって、要件においてはこれらの施設を鉄道の駅、インターチェンジ、都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場と同じように市街地化の指標として扱うことは適当でないとする。</p>			

## 再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>民営化されたことにより郵便局の機能が変更されるものではなく、市街化の誘因効果に特段の影響を及ぼすとは考えられない。民営化以前より設置されている郵便局については、引き続き市街化の指標として扱うことはできないか、右提案者の意見も踏まえ再度回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>農地転用に係る市街化の指標において、従来対象としていた郵便局については、郵政民営化に伴い指標から除かれることとなったが、郵便局としての業務、住民に対する利便性はもとより、市街化を誘引する機能に影響は出ないと考えられる。郵政民営化については、民営化になっても国民の利用に何ら変わるものはないと聞いていた。鉄道やバスターミナルなど元々民間施設であっても市街化を誘引する施設であり、人が利用する施設に違いはないと考える。鉄道の駅であっても利用者が少ない無人駅もあり、むしろ郵便局を利用するお客が多い場合もある。そもそも、郵政民営化と農地転用の市街化指標の考え方は別物として整理すべきと考えます。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>従来、農地法施行通知においては、市街地化の指標として、郵便局を都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場に類する施設と位置付けてきたが、郵便局が民営化され、地域の行政機関の施設としての位置付けはできなくなったことから、都道府県庁や市役所、区役所又は町村役場に類する施設とすることは適当でないことから例示から除いた。</p> <p>仮に、郵便局を市街地化の指標の例示として残す場合に、同種の業務を営む事業者が設置する事業所等との均衡を欠くこととなり、適当でない。</p> <p>なお、鉄道の駅については、民間の施設ではあるものの、住宅や商業施設を誘因する機能が強く、通常、市街地形成の中核となると見込まれることから、市街地化の指標として位置付けているところである。</p>			



## 10 農林水産省 特区第12次 再検討要請回答

管理コード	100130	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	生産調整外作付目的の拡大	都道府県名	宮城県
		提案事項管理番号	1058010
提案主体名	みやぎ未来バイオ合同会社		

規制の所管・関係省庁	農林水産省
根拠法令等	生産調整方針の運用に関する要領(平成 18 年 11 月 9 日 18 総食第 778 号)
制度の現状	<p>バイオ燃料の原料用等新たな需要が見込まれる用途に供することを目的に、非食用として生産される米については、生産調整方針の運用に関する要領の規定に基づき、生産調整上、主食用水稲生産の外数として扱うことが可能である。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現行法で規定されている生産調整外の米穀生産について、一定要件を満たしている場合には、その作付を可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>休耕田及び転作田にて米穀の作付を行い、当該原料を用いた国内産バイオエタノールの生産を目的とする。</p> <p>現在、バイオエタノール研究を行なうに当たっても、生産調整外にあっては目的に合致する項目がなく、研究及び実証に向けた取組に支障をきたしていることから、工業向け利用を前提とした米穀生産を可能とする。</p> <p>これにより、日本農業の復興 農業所得の向上 農地復興 治水機能向上による防災対策 国内エネルギー自給率の向上ほかにつながる。</p> <p>作付にあたっては他生産調整外作付と同様に、水稲品種、生産予定数量等、収穫後保管場所、エタノール精製方法などを明確にした上で、地方農政事務所への申請を行うこととするにより、生産調整方針に背く形とはならない。</p>

## 各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>バイオ燃料の原料用等新たな需要が見込まれる用途に供することを目的に、非食用として生産される米については、生産調整方針の運用に関する要領の規定に基づき、生産調整上、主食用水稲生産の外数として扱うことが可能である。</p>			

## 再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>右提案者意見を踏まえ再度回答されたい。</p>			
提案主体からの意見			
<p>外数として扱う米穀のうち「需要開発米」「試験研究米」他どの項目で認識すべきでしょうか？現状、各行政機関、生産調整方針策定者等で捉え方が異なり、「外数として認められない」とする方すらおられます。農林水産省としての明確な見解を提示頂きたく存じます。</p> <p>また仮に需要開発米として扱う場合、多収穫の飼料米を用いた場合でも、品位等検査は必修？エタノール抽出後の残渣を（DDGSのような）飼料として利用する場合、当初目的に記載することで、飼料流通段階まで認められるのでしょうか？</p> <p>飼料実需者要請により、米穀の一部を飼料として転用することは、変更届等提出により認められるのでしょうか？</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>1 国内産バイオエタノールの生産を目的とした水稲の生産を生産確定数量の外数とする場合は、現在の生産調整方針の運用に関する要領において、</p> <p>(1) 試験研究を目的とする場合は、「試験研究米」</p> <p>(2) 需要者との販売契約に基づき取り組む場合は、「需要開発米」</p> <p>に該当する。</p> <p>2 しかしながら、現行要領では、手続きが取組ごとに異なり複雑である等の指摘があることから、見直しを行い、</p> <p>(1) 販売契約及び誓約書に基づき非主食用として販売され</p> <p>(2) かつ、横流れが防止できることが確実である場合</p> <p>については、一定の手続きの下、バイオ燃料用米も含め、「新規需要米」として生産確定数量の外数として水稲の生産が行えるようにすることを検討している。この中で、で御指摘の点については、現行の需要開発米に規定している品位等検査の必要性の有無についても併せて検討しているところである。</p> <p>3 については、バイオ燃料の原料として生産された米の分としてのみ生産調整としてカウントできる。</p> <p>4 なお、については、上記2の(1)及び(2)が確保できるのであれば問題ない。</p>			

## 10 農林水産省 特区第12次 再検討要請回答

管理コード	100140	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	土地改良法第15条の特例	都道府県名	広島県
		提案事項管理番号	1064040
提案主体名	三次市		

規制の所管・関係省庁	農林水産省
根拠法令等	土地改良法第15条
制度の現状	土地改良区は、その地区内の土地改良事業及び土地改良事業に附帯する事業を行うことができる(土地改良法第15条)。

求める措置の具体的内容	<p>現行土地改良法第15条の特例を設け、土地改良区が行うことができる事業を拡大する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>前回提案の際、土地改良区の性格から収益的事業が認められないということだったが、再度提案するのは次のような理由からである。当市のような中山間地域においては兼業農家が多く又、担い手の高齢化も進行している中、集落の農村環境を取り巻く状態は悪化している。近年、この打開策として集落法人による持続的な農業経営を通じて農村環境の維持と質的向上を図ろうとする手法が示されたところである。</p> <p>しかしながら、この集落法人設立には一定の資本金が必要となることや収益を上げ安定的な収入が当面確保できないことなどから若年層を中心とした担い手の確保が困難な状況から、集落法人設立に至るケースはあまり多くないのが現実である。</p> <p>こうした中、土地改良区はこれまで土地改良事業を通じて、地域内においての歴史的・地理的・社会的に精通した知識を保持しており、地域における人的つながりも濃厚で地域的課題にも精通しているにも拘らず、現在ではその役割を償還事務と小規模で維持修繕的な土地改良事業が主な業務に終始している。又、市町村合併により旧町村単位で設立していた個々の土地改良区を合併し事務の効率化を図っているところであるが、本来業務を維持するにも経済的困窮により市の補助金である運営費によりかろうじて存続を保っているものである。このままでは、近未来的に今まで培われてきた豊富な知識の伝承が途絶えることになり、地域の農村環境維持の礎を失うことにも至らざるを得ない。そこで、早急に土地改良区の活用を最大限に図り、持続的な農業経営を可能とする集落法人設立促進のため、過渡的に土地改良区がその任に当たることを可能にし、若年層を中心とした担い手の確保を図り集落法人への移行を円滑に行うことのできる体制を早急に確立する必要がある。</p> <p>このことを実現するため法の特例措置を求めるものである。</p>

## 各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>土地改良区は、事業施行にあたって当該地域内で事業参加資格を有する農業者等の3分の2以上の同意を得た上で、都道府県知事の認可を受けて設立されるものであり、その際、不同意者も含めて当該地区内の事業参加資格者全員が「組合員」となる強制加入制が採られている。</p> <p>また、事業実施に必要な費用については、組合員への賦課金によることを前提としており、事業実施により損失が生じた場合にも最終的には賦課金として組合員の負担となるものである。また、滞納者に対しては、強制徴収権も付与されているところである。</p> <p>このように土地改良区は、土地改良事業の性格に基づく強い公共的性格・権能を持つ法人であることから、その業務範囲は、土地改良事業を適切かつ安定的に実施する観点から、土地改良区の権能の下で行うことが不可欠な土地改良事業及びこれに附帯する事業に限定されている。</p> <p>したがって、収益を伴う営農活動を土地改良区が実施することは、土地改良区の性格上、認めることはできない。</p>			

## 再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

## 10 農林水産省 特区第12次 再検討要請回答

管理コード	100150	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第3条の4の改正	都道府県名	広島県
		提案事項管理番号	1064050
提案主体名	三次市		

規制の所管・関係省庁	農林水産省
根拠法令等	農地法第3条第2項第5項及び農地法施行規則第3条の4
制度の現状	<p>農地法第3条に基づく農地の権利移動の許可については、取得後の農地の面積が、原則として 50a(知事が別に定めている場合はその面積)以上となることが要件となっている。</p> <p>また、この知事が設定する別段の面積については、平均経営規模の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域にあっては、10aまで引き下げることが可能となっている。</p>

求める措置の具体的内容	新規就農時における農地取得下限面積要件の廃止
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>農地法は、小規模農地の権利移動を制限し、効率的な農業経営のため許可制を採っていることは理解している。</p> <p>しかし、三次市のように高齢化が進み、担い手不足が依然として解消されない中山間地域においては、都市から移住してきた新規就農者等の小規模な農家であっても、将来において地域の担い手となり農地の保全につながる大切な人材であると考えており、そうした新規就農者が土地を取得しやすくなるよう、一定の要件を満たす地域における土地取得下限面積要件の廃止を提案するものである。</p> <p>また、特定農地貸付法や市民農園整備促進法等での賃借も考えられますが、賃借では終の棲家として覚悟を決めて定住をしてきた人たちの思いは汲み取れない。固定資産税や相続の問題等は後々も継続していくので、農地を取得するという形での就農を実現させていきたいと考える。</p>

## 各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>農地法は、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規模農地の権利移動等望ましくない権利移動を規制し、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利を取得できるように誘導することを目的に許可制を採っている。</p> <p>許可の際の要件の1つとして、取得後の農地面積が、原則として 50a 以上となることが要件(下限面積要件)としているが、平均経営規模の小さな地域や、担い手の不足している地域にあっては、知事の判断で、弾力的に 10a まで引き下げることが可能となっている。</p> <p>しかし、一定の地域の新規就農者に限って下限面積要件を廃止し、10a 未満の農地の取得が可能となるよう措置することは、零細で非効率な農地利用を招くことから、認めることはできない。</p>			

## 再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

## 10 農林水産省 特区第12次 再検討要請回答

管理コード	100160	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	青森県太平洋海域の水産資源の有効利用のための 漁獲可能量等の管理に関する協定の認定の緩和	都道府県名	青森県
		提案事項管理番号	1067010
提案主体名	青森県		

規制の所管・関係省庁	農林水産省
根拠法令等	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律
制度の現状	<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第13条第1項(第2項)では「大臣管理量(知事管理量)に係る採捕を行う者は当該大臣(知事)管理量に係る特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定を締結し、当該協定が適当である旨の大臣(知事)の認定を受けることができる」と規定されている。</p> <p>ただし、するめいかについては、現在、同法施行令により、法第13条の適用が除外されている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(以下、法)において、第一種特定海洋生物資源(以下、TAC魚種)の内、するめいかを採捕する者が協定を結ぶにあたり、指定漁業等は農林水産大臣が管轄し、知事管理漁業は知事が管轄することと区別されている。</p> <p>これについて、するめいかの漁獲が特に集中している青森県太平洋海域においては、するめいか漁業者が協定を結ぶにあたり、指定漁業等、知事管理漁業に区別することなく認定を受けることができるよう法第十三条第一項及び第二項の規定を緩和してもらいたい。</p> <p>なお、認定は、農林水産大臣より受けることができるものとし、農林水産大臣は、認定しようとするときには青森県知事の意見を聞かなければならないものとした。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>TAC魚種であるするめいかは、青森県の漁獲量の約19%、金額の約24%をしめる青森県最重要魚種の一つである。また、するめいかについて漁獲割当を受けている指定漁業等の内、大中型まき網では漁獲量の約83%を、沖合底曳網漁業は約38%を青森県太平洋海域で漁獲しており、このことから、青森県海域は、するめいかの資源管理を行う上で非常に重要な海域であることが理解できる。</p> <p>そのため、青森県海域では、するめいか漁業者全体が指定漁業等、知事管理漁業を問わず一体となって協定等を締結する等して資源管理を行うことがするめいか資源の有効利用につながる。</p> <p>しかし、法第十三条第一項及び第二項では、協定の認定の管轄について漁法により区別し、指定漁業等は農林水産大臣が、知事管理漁業は都道府県知事が管轄する規定となっているため、するめいか漁業者全体が一つにまとめた協定を締結することは難しい。</p> <p>そのため、法第十三条第一項及び第二項の漁法による区別を一つにまとめ、認定を受けることができる規定に緩和することを提案する。</p> <p>認定は、農林水産大臣より受けることができるものとし、農林水産大臣は、認定しようとするときには青森県知事の意見を聞かなければならないものとした。</p>

## 各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
<p>するめいかについては、現在、同法施行令により、法13条の適用が除外されている。</p> <p>なお、ご提案の内容については、海洋水産資源開発促進法第13条に基づき、資源管理協定(一定の海域における海洋水産資源の利用の合理化を図るための当該海域における海洋水産資源の自主的な管理に関する協定)を締結し、行政庁の認定を受けることにより実現可能である。</p>			

## 再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>右提案者意見を踏まえ再度回答されたい。</p>			
提案主体からの意見			
<p>適用除外は、法の附則にある適用の特例を元にした法施行令による適用除外ですが、いずれは特例が解除されるものと思量されたため、法についての規制緩和を提案しました。特例が解除された際には、規制の緩和について検討願います。</p> <p>なお、本提案はTAC法における協定についての内容としております。TAC法における協定は、特定生物資源について配分された漁獲可能量の管理を補完するという点で「公的な性格」が強い協定であることから、海洋水産資源開発促進法における資源管理協定とは性格が異なるものと考えております。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>同法施行令による適用除外は、現時点では解除は想定されておらず、将来の解除の見通しも明らかでないことから、将来の対応の考え方を示すことは困難である。</p> <p>なお、今回のご意見において対象の協定は資源管理法に基づく協定を想定しているとのことであるが、当初の提案理由においては、「資源の有効利用」が提案の効果として記載されており海洋水産資源開発促進法に基づく資源管理協定が適当と考えたものである。</p>			



## 10 農林水産省 特区第12次 再検討要請回答

<b>管理コード</b>	100170	<b>プロジェクト名</b>	
<b>要望事項 (事項名)</b>	株式会社等による農地の購入、所有	<b>都道府県名</b>	神奈川県
		<b>提案事項管理番号</b>	1078010
<b>提案主体名</b>	個人		

<b>規制の所管・関係省庁</b>	農林水産省
<b>根拠法令等</b>	農地法 農地法施行令
<b>制度の現状</b>	農地の所有権の取得が認められている法人は、原則として農業生産法人に限られている。

<b>求める措置の具体的内容</b>	リース方式に限定した株式会社等の農業参入への規制を改めて、株式会社等が農地を購入、所有できる構造改革特区をつくる
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	すでに実施されているリース方式の参入の導入においては、多くの反対にも関わらず特区での成功と全国規模での規制緩和という順序をたどり、株式会社等の農業参入が実現した。しかし、リース方式では安定的な経営にとってのリスクも大きいので、さらなる担い手としての株式会社等の参入促進のためまずは特区において株式会社の農地の購入、所有を可能にする。それで、成功すれば、全国での農地取得へと展開することが出来る。廃棄物処理のような農業以外の目的で土地を使用したものに関して、それを排除することを可能にする再規制を行う。

## 各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>農地の所有権については、賃借と異なり、一旦移転すると元に戻すことが難しく、農業生産法人以外の一般の株式会社に農地所有を認めることは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の投機的取得</li> <li>・農業からの撤退による広範囲での農地の荒廃</li> <li>・廃棄物処理のような農業以外の目的での土地使用</li> </ul> <p>等についての懸念があることから、適当でないと考えている。</p> <p>なお、事後的な監視として、農地の利用状況を常時チェックする体制を整備することは、現在の農地等の権利移動の際のチェックと比べて、多大なコストとそれに伴う国民の負担増が生じること等から困難であると考えている。</p>			

## 再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者意見を踏まえ再度回答されたい。		
提案主体からの意見	<p>現在の日本の農業の構造的課題は、耕作放棄地の拡大と担い手の不足にある。この二つの課題に対して対策を打つために、株式会社等の農業への参入を促進する必要がある。貴省の回答は、株式会社悪玉論に基づいている。株式会社が、投機的取得や農地の転用目的での使用を実行するとする根拠は何か。監視のコストが上がるというが、メリットが上回ると考える。どの程度のコストが監視に必要なのか。全国で性急に規制緩和するのではなく、まず特区で実験的にやってみることは出来ないのか。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>農地については、法人の場合、農業生産法人がその権利を取得できる仕組みが基本となっている。</p> <p>これは、地域の農業従事者が主体となっていること、主に農業を行うこと等の要件を満たす法人が権利を取得することが農地の有効利用を図る上で適当であるとの考え方に立つものである。</p> <p>事後的な監視コストの試算はないが、まずは農地の権利取得時のチェックが重要であると考えている。</p> <p>農業生産法人以外の法人については、リース方式による貸付けが可能となっているが、所有権については、賃借と異なり、一旦移転すると元に戻すことが難しく、提案を認めることは困難である。</p>			

## 10 農林水産省 特区第12次 再検討要請回答

管理コード	100180	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農薬の後発品(ジェネリック農薬)の登録に係る申請 要件の緩和	都道府県名	東京都
		提案事項管理番号	1085010
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所		

規制の所管・関係省庁	農林水産省
根拠法令等	農薬取締法 第2条
制度の現状	<p>製造、加工、販売される農薬については、先発品農薬(新規で登録された農薬)であろうと、後発品農薬であろうと、農薬取締法第2条において農林水産大臣の登録を受ける必要がある。</p> <p>したがって、後発品農薬についても、登録申請に当たって、審査に必要となる事項についての試験成績等の提出が必要となる。</p> <p>なお、後発品農薬については、「平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知」により、試験成績書の記載事項の一部が緩和されている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>農薬の登録については、すでに農林水産大臣の登録を受けた農薬(以下「先発品」という。)の特許期間の満了後に製造・販売される、先発品と薬効、薬害、毒性及び残留性が同等である農薬(以下「後発品」という。)についても、先発品と同様の試験を製造者又は輸入者にて行い、その成績を記載した書類(試験成績書)を提出する必要がある。</p> <p>これを、後発品については先発品との同等性を証明することによってその登録を可能とすべく、登録に係る申請要件(試験成績書への記載事項)を緩和することを求めるもの。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、我が国における農薬の登録については、先発品の特許期間の満了後に製造・販売される、先発品と薬効、薬害、毒性及び残留性が同等である後発品についても、先発品と同様の試験を製造者又は輸入者にて行い、その成績を記載した書類を提出する必要がある。このため、後発品の開発費用及び開発期間についても、先発品と同様に必要となるのが現状である。</p> <p>しかるに、医療費抑制を目的とした医薬品における取組と同様に、農薬についても、食料供給コスト縮減という観点から、後発品については先発品との同等性を証明することによってその登録を可能とすることにより、後発品の開発費用及び開発期間を大幅に削減し、より安価な農薬を製造可能な環境を整えるべきである。また、後発品市場を狙った新規参入企業の増加により経済の活性化に寄与することも期待される。</p> <p>新たな農薬の開発には、およそ10年の歳月と数十億円にのぼる経費を必要とすると言われているが、後発品(いわゆる「ジェネリック農薬」)の登録にかかる申請要件の緩和措置により、農薬の製造コストの大幅な削減及び農薬の製造・販売競争の促進による農薬販売価格の低減が期待される。これにより、農産物の生産コスト(生産資材費)が縮減され、生産者及び消費者の利益が増大する。また、国内農産物の国際的な価格競争力が強化され、国内外における国内農産物の需要拡大にも寄与するものと考えられる。</p>

## 各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>農薬の登録に当たって、農薬取締法に基づく審査は、国民の健康保護、生活環境の保全のために最低限必要なものであり、規制を緩和すれば、国民の健康や生活環境に悪影響を与えるおそれがあることから、現行以上の試験成績書の記載事項の緩和を行うことは適当ではない(後発品農薬については、「平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知」により、試験成績書の記載事項の一部が緩和されている。)</p> <p>なお、農薬は、農家のみならず一般家庭においても広く使われる一方、医薬品は、医師等の専門家による服薬指導等を通じて使用されるものであり、安全性に係る要件緩和について単純に比較することは適当ではない。</p>			

## 再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>右提案者意見を踏まえ再度回答されたい。</p>			
提案主体からの意見			
<p>現行の後発農薬品に係る試験成績書の記載事項の一部緩和措置については、次の2点について更なる緩和を求めるものがある。</p> <p>後発品農薬製造者等が試験成績代替書を提出できるか否かは、事実上、先発品農薬製造者等の同意に係る任意の判断に委ねられており、両者が利害対立関係(営業上の競争関係等)にある場合、同意を得ることは極めて難しいと考えられることから、当該規定を緩和すること。</p> <p>15年以上前に提出された試験成績の一部をもって試験成績代替書を提出できると規定されているが、当該「試験成績の一部」が限定的であり、更なる規制緩和が必要である。</p> <p>なお、本意見の詳細については、別添補足資料のとおりである。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>試験成績の代替制度は、既に登録が行われている農薬等の供給を受けて製品を製造するための登録申請の際に、登録検査を迅速かつ円滑に行うために、既に登録申請において提出されている試験成績を代替して使用可能としているものである。</p> <p>試験成績代替書の提出に係る同意は、既に登録が行われている農薬等と同一の農薬等であることを確認するためのものであり、代替書の提出に係る同意がなければ同一の農薬等であることが証明できないことから、当該規定を緩和することは、安全性確保の観点から適当でない。</p> <p>ジェネリック農薬は、先発メーカーと後発メーカーが製造する製剤の有効成分は同じであっても、製造方法や製造条件の違いにより、有効成分以外の安全性等に悪影響を及ぼす可能性のある不純物の含有量が異なる。</p> <p>このため、後発品の安全性を確保するために最低限必要な試験成績を求める必要があり、試験成績の要件緩和は不適当である。</p>			

## 10 農林水産省 特区第12次 再検討要請回答

管理コード	100190	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げる。	都道府県名	兵庫県
		提案事項管理番号	1093110
提案主体名	兵庫県		

規制の所管・関係省庁	農林水産省
根拠法令等	農地法第4条、第5条
制度の現状	<p>農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。</p> <p>また、都道府県知事が2ha超4ha以下の農地転用を許可しようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議。</p>

求める措置の具体的内容	2ha超4ha以下の農地転用の際の国への事前協議を廃止するとともに、大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げる。
具体的事業の実施内容・提案理由	農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されている。国が全国的視野に立って総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8haまでは県に移譲しても支障はないと考える。

## 各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹に関わるものである。</p> <p>国民への食料の安定供給のための優良農地の確保は国の責務であり、優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、地域の実情だけでなく開発行為と距離をにおいて、全国的な視野に立って客観的かつ総合的に判断する必要があると考えている。</p> <p>また、総合規制改革会議の第3次答申やまちづくり三法改正の際の国会での議論等、近年、優良農地を確保するため農地の転用規制を強化すべき旨の指摘が各界から出されているところである。</p> <p>このようなことを踏まえ、農地転用許可権限の在り方については、引き続き慎重に検討する必要があると考えている。</p> <p>なお、4ha超の農地転用許可の判断に当たっては、都道府県の意見を踏まえて判断しているところである。</p>			

## 再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者意見を踏まえ再度回答されたい。		
提案主体からの意見	<p>農地転用の許可事務は、全国統一的な許可基準によって法令化、運用されており、県の自治事務として厳格な取扱い、運用はできると考える。優良農地対策は、国と同様に県も重要事項であり、責任を持って判断を行っている。対象面積で許可権限を区分することに合理的な基準はないと考えるが、4ha は用排水処理の単位となる一団の農地(平均的な圃区)で、8ha(2区画)であっても周辺農地に与える影響等について、国が行う慎重な判断と同様に県が慎重に総合的な判断を行うことはできると考える。なお、農地の転用規制を強化すべき旨の指摘があることについて、許可基準の見直しで対応すべきことではないかと考える。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹にかかわるものである。</p> <p>国民への食料の安定供給のための優良農地の確保は国の責務であり、優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、地域の実情だけでなく開発行為と距離をにおいて、全国的な視野に立って客観的かつ総合的に判断する必要がある。なお、4ha超の農地転用許可の判断に当たっては、都道府県の意見を踏まえて判断しているところである。</p> <p>総合規制改革会議第3次答申において、転用規制が厳格に運用されていない原因の一つとして、規制の運用が地方行政に委ねられているためとの指摘を受けているところであり、また、まちづくり三法改正等の国会審議においても、転用規制の厳格な運用を求める意見が提示されたところである。</p> <p>このようなことを踏まえ、農地転用許可権限の在り方については、引き続き慎重に検討する必要があると考えている。</p> <p>なお、大臣許可権限に係る面積は、水管理を適正に行い得る区画で農道や用排水路などの施設に囲まれた規模を想定して4ha超としているところである。</p>			

## 10 農林水産省 特区第12次 再検討要請回答

<b>管理コード</b>	100200	<b>プロジェクト名</b>	
<b>要望事項 (事項名)</b>	入会権の相続権利確認等に係る事務手続の簡略化	<b>都道府県名</b>	福島県
		<b>提案事項管理番号</b>	1097010
<b>提案主体名</b>	田村市		

<b>規制の所管・関係省庁</b>	法務省 農林水産省
<b>根拠法令等</b>	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第2条第2項、第3条、第4条、第5条
<b>制度の現状</b>	<p>入会林野の整備を行う場合、入会権者全員の整備計画の合意及び入会林野に権利を有する者(関係権利者)全員の権利放棄の同意が必要である。</p>

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>共有林野について、入会権者が戦後外国に渡り不明の場合や死亡により相続人が不明の場合等には、現在、入会林野を管理している入会権者の合意をもって、官報で公告するなどして、権利を確定できるようにし登記可能とする。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>市内には、明治時代に80名以上で登記された共有林野が数多く存在する。登記を実施しようとした場合、入会権利相続人は2000人以上と推測され、入会権消滅の相続確認事務に多大な労力と時間を要し、現実的に登記ができない状態となっている。</p> <p>また、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」に基づき林野整備を実施する場合には、整備意思確認のため入会権者全員の同意取得が必要となるが、過去において取り組みを実施したものの、長い期間と多額の費用を要し計画を断念した経緯もある。</p> <p>さらに、これらに該当する筆数は100を超えており、道路改良や森林環境整備などの公共事業による土地の取得などに支障をきたしている状況である。</p> <p>このようなことから、権利者不明及び相続困難者の権利消滅を容易にし、所有権を確定し登記することを可能とするため、現在、入会林野を管理している入会権者の合意をもって官報掲載で公告するなどにより、入会権者を確定できるようにする、又は整備計画の作成意思の確認及び権利消滅に係る入会権者全員の同意取得を不要とする。</p>

## 各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>入会権や入会林野に権利を有する者のうち、行方不明者の取扱いは、集落の慣習により異なる(民法第263条、第294条)。</p> <p>集落から転出しても、入会権や関係権利を失わないという慣習がある場合には、行方不明者といえども、その者から整備計画の合意や権利放棄の同意を受けなければ、当該権利者に対する一方的な財産権の侵害に当たり、憲法に抵触するおそれがある。</p> <p>一方、集落から転出した者は入会権や関係権利を失うという慣習がある場合には、行方不明者についての合意や権利放棄の同意は不要である。</p> <p>なお、行方不明者については、家庭裁判所に対する不在者の財産処分の申立等の手続きにより、共有林野に係る権利関係を明確化することは可能である</p>			

## 再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案者意見を踏まえ再度回答されたい。			
提案主体からの意見			
<p>回答で、地域において権利消滅の慣習がある場合、行方不明者についての合意や権利放棄の同意は不要、さらに家庭裁判所への申立てにより権利の明確化は可能であると確認されたが、実際の業務では登記名義人への権利関係の事実確認や、行方不明者への追跡調査など依然として時間と労力がかかるものと推測される。このことから、具体的な要望として、現在の入会権者以外の登記名義人への権利確認を、現在の入会権者の同意をもって官報で公告するのと併せて、明認方法として入会地現地に立て看板を設置し告示することにより同意を取得したものとするなどして、権利確定できないか再度検討をお願いしたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>前回の回答のとおり、入会権者は民法の規定によりその集落の慣習に従い決定されるものであり、その入会権者全員の合意を得た上で、近代化法に基づく手続が進められ、入会林野の整備が行われることとなる。</p> <p>集落から転出しても、入会権や関係権利を失わないという慣習がある場合には、行方不明者といえども、その者から整備計画の合意や権利放棄の同意を受けなければ、当該権利者に対する一方的な財産権の侵害に当たり、憲法に抵触するおそれがある。このため、今般の提案にあるような取扱いにより、登記上の名義人及びその相続権者に対して、権利の確定を行うことは困難である。</p> <p>一方、集落から転出した際に入会権や関係権利を失うという慣習が存する場合に入会権者や関係権利者を確認するに当たっては、入会権者の合意をもって官報や都道府県公報で公告することで足りるが、それと併せて、入会地現地における立て看板の設置・告示により、登記上の名義人及びその相続権者に対して、入会権等の喪失を宣明することについては、より丁寧かつ適切な対応であると考える。</p>			